

I 建設業附属寄宿舎規程の主な内容

建設業に従事する労働者の福祉の向上を図るために、多くの人が居住している建設業附属寄宿舎の住環境の整備や安全対策の充実を図ることは大変重要です。

このため、建設業附属寄宿舎規程が定められています。

このパンフレットでは、同規程のうち、住環境の整備、安全衛生の確保を中心とした事項を解説していますので、その遵守の徹底をお願いします。

寄宿舎管理者の職務

(建設業附属寄宿舎規程第3条の2)

寄宿舎管理者に行わせなければならない事項は、次のとおりです。

- 1ヶ月以内ごとに1回、寄宿舎の巡視をすること。
 - 建物、施設又は設備に関し、建設業附属寄宿舎規程に照らして修繕し、又は改善すべき点を認めたときは、使用者に連絡すること。
- ※ 使用者は、寄宿舎管理者から、修繕、改善すべき点について連絡を受けた場合は、建設業附属寄宿舎規程に基づき必要な措置を講じてください。

設置場所

(建設業附属寄宿舎規程第6条)

寄宿舎を設置する場合には、次に該当する場所は避けなければなりません。

- 爆発性の物（火薬類を含む）、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス又は多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵する場所の付近。
- ガス、蒸気又は粉じんを発散して衛生上有害な場所の付近。
- 騒音又は振動の著しい場所。
- なだれ又は土砂崩壊のおそれのある場所。
- 湿潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所。



敷 地 の 衛 生 (建設業附属寄宿舎規程第7条)

寄宿舎の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝、ためますその他、これらに類する施設を設けなければなりません。

(建設業附属寄宿舎規程第7条の2)

汚物をためておく場合には、一定の場所において露出しないようにしなければなりません。

※ 具体的には、ふたのあるポリバケツに入れておくなどの方法があります。

避 難 階 段 等 (建設業附属寄宿舎規程第8条、第9条)

- 常時15人以上の者が2階以上の寝室に居住する寄宿舎は、2ヶ所以上の避難階段・避難器具を設けなければなりませんが、少なくともこのうち1ヶ所は必ず避難階段としなければなりません。
- 避難階段・避難器具と、これらに通じる通路には、常時使用するか否かにかかわらず、避難用である旨の表示が必要です。

また、この通路については、避難階段・避難器具が設置されている方向を表示することが必要です。

※ 避難用である旨の表示は、昼間だけでなく夜間でも容易に識別できることが必要です。

出 入 口 (建設業附属寄宿舎規程第10条)

避難のために、2以上の出入口を設け、外開戸又は引戸として、容易に外部に避難できるようにしておかなければなりません。